

令和7年度 名張市奨学生受給者募集要項

名張市教育委員会

名張市では、勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学困難な高校生等を対象とした奨学生制度を設けています。令和7年度の奨学生受給者を次のとおり募集します。

募集内容

1 採用人数

支給奨学生	高等学校等に在学する方・・・定員なし (対象:高等学校・高等専門学校(1~3年)、中等教育学校(後期課程)、 特別支援学校(高等部)) ※大学等に在学する方は対象外です。
-------	--

2 応募資格

支給奨学生	出願時に高等学校等、上記記載の学校に在学している方で、次の条件に該当する方 1. 名張市に住所を有する方、または名張市に保護者が住所を有する方。 2. 勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方(※ <u>世帯の全収入が一定の基準以下である方。</u>) 3. 性行が善良である方。 4. 他の支給奨学生を受給していない方。
-------	---

《参考》 世帯収入基準(上限額の例)

支給奨学生	生活保護法の規定による基準の1.2倍以下。居住する市町村や家族構成によって異なりますが、例は下記の通りです。 ・3人家族(両親、子1名) … 年収合計 約280万円 ・4人家族(両親、子2名) … 年収合計 約340万円
-------	--

※あくまでおよその目安です。家族構成(年齢・人数など)によって上限は変わります。

※「対象となる収入額の上限」とは、年間収入額から社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を差し引いた金額です。

3 支給金額

支給奨学生	1. 高等学校等に在学する方 … 年額3万円
-------	------------------------

※支払は年2回。6月(新規申請者は選考決定後の7月~8月を予定)と10月に分割支給します。
(奨学生が指定する金融機関の口座へ振込み。)

4 支給期間

支給奨学生	在学校の正規の最短修業年限を修了するまでの期間。 (※毎年、学年修了報告書、成績証明書、在学証明書、世帯状況報告書の提出が必要です。審査し、受給資格がないときは、支給を取り消します。)
-------	---

手続きの流れ

1 受付期間

募集	令和7年4月1日（火）午前8時30分から 令和7年5月7日（水）午後5時15分まで（厳守） (※7月に結果通知予定)	令和6年中の収入にて審査
----	--	--------------

- (1) 申請書類配布日 … 令和7年4月1日（火）から配布。
(2) 申請書類配布場所 … 名張市教育委員会事務局教育総務室
(市HP (<https://www.city.nabari.lg.jp>) からもダウンロードできます。)
(3) 申請書類提出先 … 名張市教育委員会事務局教育総務室へ直接提出。

3 提出書類

- 名張市奨学金支給申請書
- 在学証明書：在籍する学校が発行したもの。
- 奨学生推薦書：1年生の場合は直前に在学した中学校のもの（市の指定様式）。
上記対応が難しい場合は在籍する学校の校長・学長等が作成したもの。
- 世帯全員の住民票の写し：同一世帯（生計）に属する全ての方の住民票の写し。
※別居であっても、同一生計である場合は添付してください。
※続柄は必ず記載してください。（窓口で伝えてください。）
※申請時に名張市に住民登録をされている方で世帯情報の閲覧に同意いただいた方は、住民票の写しを省略することができます。
- 所得課税証明書：世帯内の納税義務者全員（祖父母・兄弟姉妹が扶養者でない場合は、祖父母・兄弟姉妹を除く）の令和7年度（令和6年分）の証明書。（必ず所得と控除の両方が記載された証明書。）
※令和7年1月1日現在、名張市に住民登録をされている方で所得情報の閲覧に同意いただいた方は所得課税証明書の添付を省略することができます。
※令和7年度（令和6年分）の証明書の発行時期は、市町村によって異なります。発行時期が、募集の受付期間後となる場合には、その旨を教育総務室にご連絡のうえ、所得課税証明書以外の提出書類を提出したうえで、所得課税証明書の発行が可能となり次第、追加でご提出ください。
- その他：本人と保護者の住所が異なる場合は、本人と保護者との続柄が確認できる書類。（戸籍抄本等。）

《注意点》

- ※申請書類に不備があった場合、受付できませんのでご注意ください。
※ご提出いただきました書類は、返却いたしません。

お問い合わせ先 名張市教育委員会事務局教育総務室 TEL 63-7849

受付時間 8:30~17:15（平日のみ）